

4 教健第 1 2 1 号  
令和 4 年 5 月 1 3 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和 4 年 5 月 1 5 日（日）をもって解除され、同月 1 6 日（月）から 3 1 日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。

については、県の対策方針と本県における子どもの感染状況を踏まえ、令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間、学校における行動基準\* “レベル 2” を継続することとしますが、学校の授業を起点とした感染拡大は確認されていないことから、下記のとおり授業における感染リスクの高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。

県内の感染状況は未だ予断を許さない状態であることから、令和 4 年 4 月 8 日付け 4 教健第 2 9 号通知の内容を踏まえ、学びを継続するために、学校内外における感染症対策を徹底するようお願いいたします。

\* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>」P 8

記

1 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）から同月 3 1 日（火）までの間の対応

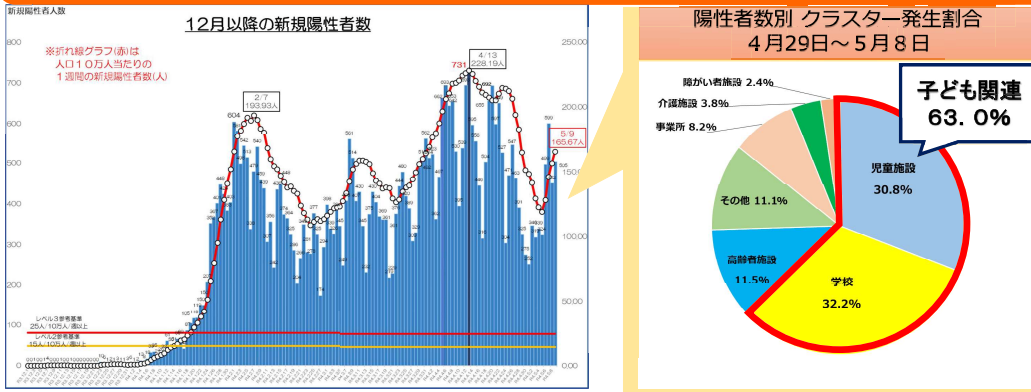
- (1) 「感染リスクの高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。
- (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (5) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
- (6) 児童生徒等の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。\* 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1Ver.8）」P22、45～47 参照

2 その他の対応

- (1) 生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止すること。
- (2) 感染が拡大している地域における検討事項
  - ア 機動的な学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
  - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
  - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

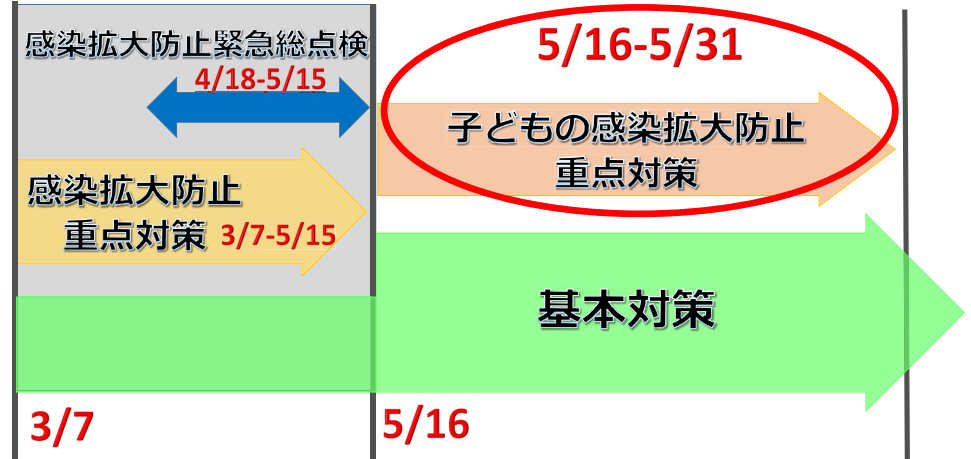
（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）

# 大型連休後に感染が再拡大しています



- ・曜日別で過去最多の新規陽性者を記録するなど感染再拡大の傾向にある。
- ・**クラスターの発生では、特に子ども関連施設での陽性者数の割合が最も大きく、急拡大の起点になる恐れがある。**

# 引き続き、感染拡大防止対策が必要です 子どもの感染拡大防止重点対策を進めていきます



# 子どもの感染拡大防止重点対策

令和4年5月16日(月)～5月31日(火)

## 1 保護者の皆さまへ(共通)

ご家庭での感染対策、症状がある時の行動等について

## 2 施設管理者等の皆さまへ(共通)

基本的な感染対策、各場面での対策徹底等について



- ① 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ
- ② 小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ
- ③ 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

### ポイント1

#### 保護者の皆さまへ(共通)



- ・ご家庭では、**検温を始め、体調を確認し、喉の痛みなど少しでも症状があるときは登校、登所は控えてください。**
- ・同居するご家族に**感染者が確認された場合は、所属する学校や関係する施設に速やかに連絡し、登校・登所を控える**などの検討を。

### ポイント2

#### 施設管理者等の皆さまへ(共通)



- ・常に、**換気をしっかり**行いましょう。
- ・手洗い、手指や多くの人がかかる部分(机、ドアノブ等)の消毒など**基本的な感染防止対策を徹底**してください。
- ・子どもや職員の**体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅**させましょう。

### ポイント2-①

#### 幼稚園・保育所・認定こども園等の設置・管理者様へ

・**発育状況や活動状況等**に応じて**マスク着用の有無を適切に判断**しましょう。



・複数のクラスが合同になって行う活動は、**中止、延期や縮小するなど方法を検討**しましょう。

《感染事例》合同保育による感染拡大



・**飲食を伴う場面**では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、**飛沫防止対策を講じてください**。

### ポイント2-③

#### 中学校・高等学校の生徒及び設置・管理者様へ

・活動中の**身体的距離を確保し、換気及び衛生管理や、部室使用時の人数管理などを徹底し感染リスクを下げましょう**。

《感染事例》十分な距離を取らず、マスクを外した状態で練習した屋内部活動



・**換気の悪い場所での食事はより対策を徹底し、話をする際はマスクを着用**しましょう。

・複数人数での登下校中も、マスクの着用を徹底しましょう。

《感染事例》学校外での複数の友人との外食

・学校内での活動だけでなく、**大会や練習試合等でも感染対策を徹底**しましょう。



### ポイント2-②

#### 小学校・放課後児童クラブの設置・管理者様へ

・**会話時のマスク着用を徹底**させてください。また、**正しいマスクの着用を指導**しましょう。

《感染事例》放課後児童クラブへの移動中のマスク非着用クラブ内での密接した活動



・学校等における密集や近距離での活動等は避け、**時間や場所を分散**してください。

・小学校と放課後児童クラブは互いに連携し、利用可能である場合は、**より広い教室や体育館等の活用を進めてください**。

・**飲食を伴う場面**では、机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるなど、**飛沫防止対策を講じてください**。



#### 県民の皆様へ 新型コロナワクチン接種に関するお願い

- ◇ 県内の新型コロナ感染者全体に占める子供の割合が非常に高い状態になっています。
- ◇ ワクチンを接種することで、発症予防や感染予防など一定の効果が期待されています。子どもを感染症から守り、また、感染を拡大させないためにも、ワクチンの接種についてお子様と一緒にご検討ください。

12歳以上17歳以下の方も3回目接種ができます（ファイザー社ワクチン）

3回目接種により、オミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復するとされています。

#### 相談窓口

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

- ・電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター>

- ・電話番号：0120-336-567（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

<福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口>

- ・電話番号：0120-191-567（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9時00分～20時00分（土日・祝日も実施）

5歳以上11歳以下のお子さんは、1・2回目の接種を実施しています。ご家庭で話し合うなど、接種についてご検討ください。

